

## 第 7 回教育委員会定例会 案件表

### ○ 日 時

令和5年4月14日(金) 午後3時30分から

### ○ 議 題

#### 1 議 案

- (1) 議案第25号 小学校教科書協議会への諮問内容について (資料1)
- (2) 議案第26号 特別支援学級調査委員会への諮問内容について (資料2)

#### 2 請 願 ・ 陳 情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書〔継続審議〕
- (2) 令和4年請願第1号 感染対策としての「黙食」中止を求める請願〔継続審議〕 (資料3)

#### 3 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

#### 4 報 告

- (1) 教育長報告
  - ① 「練馬区立学校(園)感染予防のガイドライン」の改定について (資料4)
  - ② 令和5年度小学校移動教室および特別支援学級宿泊学習の実施について (資料5)
  - ③ 令和5年4月1日付け練馬区立学校等の教職員の異動者数について (資料6)
  - ④ 令和4年度練馬区教育実践発表会について (資料7)
  - ⑤ その他

資 料 1	
-------	--

議案第25号

小学校教科書協議会への諮問内容について

上記の議案を提出する。

令和5年4月14日

提出者 教育長 堀 和 夫

小学校教科書協議会への諮問内容について

このことについて、別紙のとおり諮問（案）を提出するものとする。



5 練教教指第 19 号

教科書協議会

区立小学校で令和 6 年度から使用する教科用図書の採択に係る調査研究について、「練馬区立学校教科用図書採択要綱」および「練馬区立学校教科用図書採択要綱事務施行細目」に基づき、下記のとおり諮問します。

令和 5 年 4 月 14 日

教育委員会

#### 記

- 1 件名  
令和 6 年度から使用する小学校教科用図書の採択に係る調査研究
- 2 答申期限  
令和 5 年 7 月 21 日（金）
- 3 諮問する教科用図書  
小学校用  
①国語、②書写、③社会（地図を含む）、④算数、⑤理科、⑥生活、⑦音楽  
⑧図画工作、⑨家庭、⑩保健、⑪英語、⑫特別の教科道徳
- 4 留意事項
  - (1) 平成 29 年 3 月告示「小学校学習指導要領」に示された、各教科・分野の「目標」等を勘案し答申すること。
  - (2) 調査委員会に教科用図書についての調査研究を依頼し、その内容を調査・整理したうえで、答申すること。
  - (3) 教科用図書の採択にあたっては、以下の事項に留意すること。
    - ① 内容
      - ア 単元、教材および学習のポイントが的確であること
      - イ 児童の興味、関心を引き出す資料や教材等の工夫があり、児童が主体的に学べる内容であること
      - ウ 資料が厳選され、新しく、正確であること
      - エ 本地域の実態と合致した内容であること

- ② 構成、配列および分量
  - ア 単元および教材などが系統的に配列されていること
  - イ 各学年の発達段階を考慮した教材配列がなされていること
  - ウ 単元および教材などの内容の精粗および分量が適切であること
- ③ 表記
  - ア 各学年の発達段階を考慮し、一貫性があり、簡明な記述がなされていること
  - イ 図形、写真、表およびグラフ等の資料や素材の取扱いが的確であること
  - ウ 文字の大小および多色刷り等の読みやすい工夫がなされていること
- ④ 使用上の便宜
  - ア 印刷製本が堅固で、使いやすさが工夫されていること
  - イ 単元および内容の見開き、巻頭および巻末の資料、ならびに索引等の取扱いが的確であること

## 練馬区教育委員会における教科書採択の考え方

教育委員会は、練馬区立学校において使用する教科用図書（教科書）について、文部科学大臣による検定済教科書の中から教科用図書を採択する。（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 6 号）

ただし、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）附則第 9 条の規定により特別支援学級は検定を経た教科用図書以外の教科用図書（一般図書）を使用でき、毎年採択替えを行う。

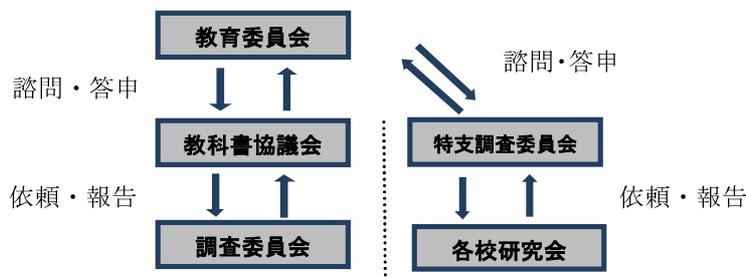
### 1 諮問および答申

練馬区教育委員会は、採択に必要な調査研究をさせるため教科書協議会、調査委員会および特別支援学級調査委員会（以下「協議会等」という。）を設置している。

（練馬区立学校教科用図書採択要綱）

協議会等は、教育委員会の諮問に応じて審議・答申し、教育委員会は、協議会等の答申等を参考に教科用図書の採択を行う。

特別支援学級調査委員会は、特別支援学級を設置する学校に設置する各校研究会に対し、一般図書の全ての種目について専門的な調査研究を行うよう依頼する。



### 2 教科書採択の周期

原則として、検定、採択、使用の周期は 4 年ごとであり、4 年間は毎年度同一の教科書を使用することとなる。また、特別支援学級において使用する一般図書については、毎年度採択を行い、翌年度に使用する。

本年度は、小学校全教科と特別支援学級で使用する一般図書を採択する。

### 3 教科書協議会等の役割、構成等

機 関	役 割	人数	構 成
教科書協議会	調査委員会の報告等を参考に、教科書の 特徴等についてまとめ、教育委員会に答 申する。	12	校長 3、副校長 3、 教諭 3、保護者 3
調査委員会	教科書について種目別に調査研究を行 い、教科書協議会に報告する。	各 3	各部会 校長または 副校長 1、教諭 2
特別支援学級 調査委員会	特別支援学級で使用する一般図書につい て調査研究し、教育委員会に答申する。	5	校長 1、教諭 2、 保護者 2

### 4 評価基準

区教育委員会では、教科書および特別支援学級で使用する一般図書の調査研究に当たり、以下の評価基準を定めている。

#### ○教科書（練馬区教科用図書採択要綱事務施行細目 第9条）

##### (1) 内容

- ア 単元、教材および学習のポイントが的確であること
- イ 資料が厳選され、新しく、正確であること
- ウ 生徒の興味、関心を引き出す資料や教材等の工夫があり、生徒が主体的に学べる内容であること
- エ 基礎的・基本的な知識および技能を習得でき、かつそれらを活用して課題を解決する内容が選択されていること
- オ 思考力、判断力、表現力を身に付けるのに適する内容であること
- カ 言語活動の充実が図られる内容であること
- キ 本地域の実態と合致した内容であること

##### (2) 構成、配列および分量

- ア 単元および教材などが系統的に配列されていること
- イ 各学年の発達段階を考慮した教材配列がなされていること
- ウ 単元および教材などの内容の精粗および分量が適切であること

##### (3) 表記

- ア 各学年の発達段階を考慮し、一貫性があり、簡明な記述がされていること
- イ 図形、写真、表およびグラフ等の資料や素材の取扱いが的確であること
- ウ 文字の大小および多色刷り等の読みやすい工夫がされていること

##### (4) 使用上の便宜

- ア 印刷製本が堅固で、使いやすさが工夫されていること
- イ 単元および内容の見開き、巻頭および巻末の資料、ならびに索引等の取扱いが的確であること

#### ○一般図書（練馬区教科用図書採択要綱事務施行細目（特別支援学級）第7条）

- (1) 児童および生徒の障害の程度、能力および特性にもっともふさわしい内容（文字、表現、挿絵および取扱う題材等）であること

- (2) 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつものであること
- (3) 特定の題材もしくは一部の分野しか取扱っていない図鑑または問題集等でないこと
- (4) 他学年で使用することとなる教科書との関連性を考慮するとともに、採択する図書間の系統性を考慮すること
- (5) 教科用図書として使用するうえで、適切な体裁を備えた図書であり、カセットテープ、ジグソーパズルおよび切り絵工作など図書としての体裁をなしていないものは採択の対象から除外すること
- (6) 教科書無償給与との均衡を失しない程度の価格であること
- (7) 分冊本ではないこと

5 今後の主なスケジュール

(1) 教科書協議会

	4月			5月			6月			7月			8月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
諮問		●													
委員委嘱			●												
調査研究			●	→											
答申												●			
採択													●		
公表														●	

(2) 特別支援学級調査委員会

	4月			5月			6月			7月			8月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
諮問		●													
委員委嘱			●												
調査研究			●	→											
答申												●			
採択												●			
公表														●	

資 料 2	
-------	--

議案第26号

特別支援学級調査委員会への諮問内容について

上記の議案を提出する。

令和5年4月14日

提出者 教育長 堀 和 夫

特別支援学級調査委員会への諮問内容について

このことについて、別紙のとおり諮問（案）を提出するものとする。



5 練教教指第 21 号

特別支援学級調査委員会

区立小学校特別支援学級および区立中学校特別支援学級で令和 6 年度から使用する一般図書の採択に係る調査研究について、「練馬区立学校教科用図書採択要綱」および「練馬区立学校教科用図書採択要綱事務施行細目（特別支援学級）」に基づき、下記のとおり諮問します。

令和 5 年 4 月 14 日

教 育 委 員 会

#### 記

#### 1 件名

令和 6 年度から使用する小学校特別支援学級用および中学校特別支援学級用一般図書の採択に係る調査研究

#### 2 答申期限

令和 5 年 7 月 21 日（金）

#### 3 諮問する教科用図書

①生活、②国語、③書写、④社会（地図を含む）、⑤算数・数学、⑥理科、⑦音楽、⑧図画工作・美術、⑨保健・保健体育、⑩家庭、⑪技術・職業、⑫英語、⑬道徳の各教科に準じた一般図書

#### 4 留意事項

- (1) 平成 29 年 3 月告示「小学校学習指導要領」、「中学校学習指導要領」に示された、各教科・分野の「目標」等を勘案し答申すること。
- (2) 各校研究会に、児童・生徒に適切と思われる一般図書についての研究を依頼し、その内容を調査・整理したうえで、答申すること。
- (3) 特別支援学級設置各校の意向を十分尊重して答申すること。
- (4) 一般図書の採択にあたっては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書または文部科学省著作教科用図書を十分考慮すること。さらに、これら以外の図書を選定するにあたっては、以下の事項に留意するとともに、採択した図書が完全に供給されるよう図書の種類数、供給数および発行者の所在地等についても配慮しておくこと。（特に、現在も発行されている図書であるかどうかを十分確認しておくこと。）

- ① 児童および生徒の障害の程度、能力および特性にもっともふさわしい内容（文字、表現、挿絵および取扱う題材等）であること。
- ② 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書が適切であること。また、特定の題材もしくは一部の分野のみしか取り扱っていない図書、参考書的な図鑑類、問題集等は適切でないこと。
- ③ 他学年で使用する事となる教科書との関連性・系統性に配慮すること。
- ④ 教科用として使用する上で適切な体裁の図書を選定するようにし、ビデオテープ、CD、ジグソーパズル型、切り絵工作型など図書としての体裁をなしていないものは選定しないこと。

令和5年4月14日  
教育振興部保健給食課

新型コロナウイルス感染症における給食時の会話について

1 請願要旨

- 1 新型コロナウイルス感染者の重症化率・致死率がすでにインフルエンザより低くなっている現状が厚生労働省の資料によりデータで示されていることを、区内の全教育機関（学校、幼稚園等）に周知して下さい。
- 2 区内の全教育機関が1の周知内容を生徒等の家庭すべてに周知するよう、各教育機関に指導して下さい。
- 3 文部科学省および東京都が感染対策として黙食を求めていることを、区内の全教育機関に周知して下さい。
- 4 練馬区教育委員会が感染対策として黙食を求めないことを、区内の全教育機関に周知して下さい。
- 5 黙食の指導を中止するよう、区内の全教育機関に指導して下さい。

2 給食時の会話にかかるガイドライン等改定内容一覧（令和5年4月1日改定）

項目	改定前（参考）	改定後
文部科学省マニュアル （令和5年3月17日通知）	飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの対応が必要です。 （令和2年8月6日改定）	適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童生徒等の間に一定の距離（1m程度）を確保する等の措置を講じることにより、「黙食」は必要ありません。
東京都教育委員会ガイドライン （令和5年3月23日通知）	喫食場所を分散するなどして、喫食の場所の密集を避けるとともに、飛沫を飛ばさないよう、例えば机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの指導を行う。 （令和4年12月6日改定）	適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにする場合には）児童・生徒等の間に一定の距離（1m程度）を確保する等の措置を講じることにより、「黙食」は必要ない。
練馬区ガイドライン （令和5年3月31日通知）	児童生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話を控えさせる。 （令和2年5月26日作成）	

### 3 参考資料

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン【抜粋】(別紙1)  
(東京都教育委員会：令和5年4月1日改定)
- (2) 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル【抜粋】(別紙2)  
(文部科学省：令和5年4月1日改定)

# 新型コロナウイルス感染症対策と 学校運営に関するガイドライン 【都立学校】

改定版 ver. 6

令和5年4月1日  
東京都教育委員会

- 体育館や武道棟の入口にアルコール消毒薬を設置し、手指消毒を徹底する。
- 更衣室は、可能な限り常時換気に努め、常時換気が難しい場合は、こまめに換気するとともに、児童・生徒を小グループに分けて短時間で利用することとし、密集した状態とならないよう工夫する。
- 用具等については、生徒間で不必要に使い回しはせず、使用前後の手洗いを徹底する。
- 水泳授業の実施については、プール・プールサイド・更衣室等における密集・密接の場面を避けたり、シャワーの水栓及び更衣室のドアノブやロッカー等のこまめな消毒を行ったりするなど、感染リスクへの対策等を講じる。

#### ウ 体育館等でガイダンス等を実施する場合

- 参加者は対象学年の児童・生徒等のみとし、児童・生徒等同士の間隔を確保する。
- 2方向の窓やドアを開けるなど、十分な換気を行う。
- 内容を精選し、全体の時間が長くないよう配慮する。

#### エ 学校給食及び昼食

- 適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、(机を向かい合わせにする場合には) 児童・生徒等の間に一定の距離(1m程度)を確保する等の措置を講じることにより、「黙食」は必要ない。
- 配膳の際は、前後の手洗いなど、衛生管理を徹底させる。
- 喫食の前後には、児童・生徒等全員の手洗いを徹底させる。
- 回し飲みは接触感染のリスクがあるため行わない。
- 給食後等に、学校で歯磨きや洗口を行う場合は、児童・生徒等がお互いに距離を確保し、間隔を空けて換気の良い環境で行うよう指導するなど、感染のリスクに配慮する。

#### オ 休憩時間

- 教室等の窓を開け、換気を徹底する。
- 児童・生徒等が互いの間隔を適切にとるとともに、休憩時間終了後等に手洗いを徹底するよう指導する。

#### カ 清掃活動

- 2方向の窓やドアを開けるなど十分な換気を行った上で行き、清掃前後は、必ず流水と石けん等を使用して手洗いを行うよう指導する。

#### キ 児童・生徒等への注意喚起

次の注意事項をホームルーム等を通じて周知するとともに、適宜、放送等を活用した注意喚起を実施する。

- ・ 手洗いの励行



# 学校における新型コロナウイルス感染症 に関する衛生管理マニュアル

(2023.4.1 Ver.9)

のリスクが高い活動でもあります。

このため、学校給食を実施するに当たっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底してください。給食の配食を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとります。

また、児童生徒等全員の食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように注意することが重要となります。具体的には、適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童生徒等の間に一定の距離（1 m程度）を確保する等の措置を講じることにより、「黙食」は必要ありません。

同様に、高等学校等で弁当を持参する場合や、教職員の食事の場面においても注意が必要です。生徒同士での昼食や、教職員が同室で昼食をとった場面での感染が疑われる事例も生じていることを踏まえて、飛沫を飛ばさないような席の配置などの対応を工夫してください。

なお、給食後等に、学校で歯磨きや洗口を行う場合は、児童生徒等が互いに距離を確保し、間隔を空けて換気の良い環境で行うよう指導するなど、感染のリスクに配慮することが大切です。<sup>31</sup>

## 6. 図書館

学校図書館は、児童生徒の読書の拠点として、また学習・情報の拠点として、学校教育における重要な機能を果たしています。図書館利用前後には手洗いをするというルールを徹底し、また図書館内での密集を生じさせない配慮をした上で、可能な限り機能を維持するよう取り組みます。

なお、公益社団法人全国学校図書館協議会によって「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策下における学校図書館の活動ガイドライン」<sup>32</sup>（令和2年5月14日策定）が作成されていますので、参考にしてください。

---

<sup>31</sup> 給食後の歯磨きに係る留意事項については、（公社）日本学校歯科医会がポスターを作成しているため、適宜参照してください。（<https://www.nichigakushi.or.jp/news/corona2.html>）

<sup>32</sup> （<https://www.j-sla.or.jp/info-guideline.html>）

資料 4	
------	--

令和5年4月14日  
教育振興部保健給食課

「練馬区立学校(園)感染予防のガイドライン」の改定について

1 概要

令和5年4月1日付けで「練馬区立学校(園)感染予防のガイドライン」について改定を行い、区立小中学校等に通知を行った。

2 区立小中学校等あて通知

別紙1のとおり

3 練馬区立学校(園)感染予防のガイドライン

別紙2のとおり

4 練教教指第 4 4 8 5 号  
令和 5 年 3 月 3 1 日

練馬区立幼稚園長 様  
練馬区立小学校長 様  
練馬区立中学校長 様  
練馬区立小中一貫教育校長 様

練馬区教育委員会事務局教育振興部  
教育指導課長 山本 浩司  
(公印省略)

練馬区立学校（園）改定版感染予防のガイドライン（第五改定版）の送付について

新型コロナウイルス感染防止対策に様々ご尽力いただき、感謝申し上げます。

この度、「練馬区立学校（園）感染予防のガイドライン」を再改定しましたので下記のとおり送付します。

つきましては、貴管下教職員への確実な周知と学校の実情に応じた取組の徹底について、よろしく願いいたします。

## 記

### 1 送付物

- (1) 練馬区立学校（園）改定版感染予防のガイドライン（第五改定版）
- (2) 【参考】練馬区立学校（園）改定版感染予防のガイドライン（第五改定版）【改定部赤字版】

### 2 その他

○ガイドラインは、感染症の情勢に応じて再度改定することがあります。

【問い合わせ】

教育指導課 指導主事

電話 5 9 8 4 - 5 7 5 9

練馬区立学校（園）  
改定版感染予防のガイドライン  
(新型コロナウイルス感染症)

第五改定版

本ガイドラインは、国および都において状況の変化が見られた場合には、適宜変更することがあることを前提に示すものである。

練馬区教育委員会

令和5年4月1日現在

令和5年4月以降の教育活動は、マスクの着用を求めないことを基本とするが、感染力が高いとされる変異株においても、基本的な感染症対策は有効であり、学校での感染拡大を防止するためにも、引き続き、手洗い、咳エチケット、気候上可能な限りの常時換気および身体的距離の確保等の基本的な感染予防対策を講じた上で、可能な限り通常どおり実施することとする。

各学校（園）には、本ガイドラインを令和5年4月以降の教育活動における感染予防および教育活動の指針とされたい。

なお、本ガイドラインは、今後の感染症の状況に応じて改めて改定、または、別に通知することにより、一部変更することがある。

## 目次

1	学校（園）における感染予防対策	1
2	登校の判断	6
3	感染者等が発生した際の対応	8
4	都および区内感染者の発生状況を踏まえた措置	9
5	幼稚園において特に留意すべき事項について	9
6	学びの保障	10
7	子どもたちの心のケア	10

## 1 学校（園）における感染予防対策

### (1) 日常的な感染予防策の徹底

#### ① 幼児・児童・生徒

ア 幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）に対し、手洗い（登校時や給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用後など）、咳エチケット（ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆うなど）の励行について指導する。

イ 児童生徒等（および保護者）には、毎朝、自宅で検温するよう指示するとともに、発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をせず自宅で休養するよう指導する（児童生徒等には、検温票を配布し、校（園）内で感染拡大の可能性がある場合は、毎日記入・提出を求める。）。

ウ 登校した児童生徒等に発熱等の症状が見られる場合は、可能な範囲で接触者が生じない部屋に当該児童生徒を移動させ（簡易ベッド、パーティションの活用により部屋を区切る等）、保護者に連絡を行って引き取りを依頼し、保健所への相談や病院の受診を促す。対応に当たる教職員等は自身がマスクを着用し、当該児童生徒にもマスクを着用させる。また、保護者引き取り後の対応経過や今後の対応について、適時保護者に連絡を行って情報共有する。

エ 咳エチケットで出たごみ（鼻をかんだティッシュ等）を捨てる専用のごみ箱等を準備する。ごみ箱にポリ袋をかぶせ、中のごみの量は八分目までとする。

※中のごみをまとめる時は、中身に直接触れないようにしっかりしばり、燃えるゴミに出す。ごみの処理をした後は、流水と石けんで手を洗う。

#### ② 教職員等（外部人材含む。）

ア 教職員等は、児童生徒等と接することから、手洗い、咳エチケットの励行や健康管理等の感染症対策を一層、徹底する。

イ 校園長（以下、校長とする）は、教職員等に毎朝自宅で検温を行わせ、適切な健康管理に努めるとともに、健康状態に不安がある教職員等には無理な出勤を避けるように積極的に促し、発熱等の風邪の症状がみられるときは自宅で休養させるなど、適切な措置を確実に講じる。

#### ③ 校内環境

ア 校内に液体石けんや消毒用アルコールを設置するなど、手指衛生を保てる環境を整備する。

イ 適切な環境保持のため、気候上可能な限り教室等の常時換気を心掛けるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努める。

常時換気は、廊下側と窓側を対角に開け、開ける幅は10cmから20cm程度を目安とする。常時換気が難しい場合は、こまめに（30分に1回以上）数分間程度、窓を全開にし、換気設備を設置している学校においては、適切に使用する。

※雨天時、強風時、冷暖房稼働時も、こまめな換気をできる限り工夫して行う。

※窓の開放による児童生徒等の落下事故等を防ぐため、必要な安全対策や安全指導を行う。

※屋内における衣類による防寒については柔軟な対応をする。

ウ 水分補給は、児童生徒等が水筒を持参する等の対応を基本とする。冷水機を使用する場合は、冷水器周辺に児童生徒等が滞留しないよう工夫を行うとともに、唾液を介した感染を予防するための衛生指導を行う。

#### ④ 消毒作業

ア 消毒作業は、通常の清掃活動の一環として、新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）を用いて、発達段階に応じて児童生徒等が行っても差し支えない。この場合、清掃活動後の手洗いを徹底する。

イ 児童生徒等大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日1回程度、拭き掃除（アルコールや次亜塩素酸ナトリウムや家庭用洗剤で）（既に配備しているスチームクリーナーを活用した消毒作業も可）を行う。

※アルコールや次亜塩素酸ナトリウムによる消毒は、原則、用務主事または教員等が行うものとする。

ウ 床や机、椅子は通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。児童生徒等に清掃を行わせる場合は、清掃活動後の手洗いを徹底させる。

エ トイレや洗面所は家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。

オ 器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度

消毒は行わず、使用前後に手洗いをを行うよう指導する。

カ 上記清掃活動は、学習指導サポーター、スクール・サポート・スタッフが行うことや地域の協力を得て実施することも可とする。

⑤ その他の日常的な指導

校外においても密集・密閉・密接を避けて生活することについて、家庭と連携した指導を行う。

(2) 教育活動上の対策

手洗い、咳エチケット、気候上可能な限りの常時換気および身体的距離の確保等の基本的な感染予防対策を講じた上で、各種活動に応じた対策を講じて実施するものとする。

①集会等

基本的な感染予防対策を講じた上で、内容を精選し、全体の時間が長くないよう配慮し、実施する。また、校内放送やICT機器を積極的に活用する。

②感染症対策に留意した各教科等の指導

ア 児童生徒等および教職員に対してマスクの着用を求めないことを基本とする。ただし、校外学習等において、通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、児童生徒等および教職員についても、マスクを着用することが推奨される。

イ 基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望する児童生徒等に対して、マスクを外すことを強いることのないようにする。

ウ 実技や実験、実習等で使用する共用または備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫する。

エ 感染状況に応じて、飛沫感染の可能性が高い活動は、気候上可能な限り感染症対策を行った上で「密集」「密接」を避けて実施する。

- ・少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控える。
- ・気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO<sub>2</sub>モニターを使用して換気の状態を計測する。
- ・歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動は、音楽室換気を十分に行い、体の中心から前方1 m程度・左右 50cm程度を

とした距離を確保し、原則、向かい合っでの歌唱は控える。

・調理実習を実施するに当たり、試食の際は、大声での会話は控える、座席を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には児童生徒等の間に一定の距離（1 m程度）を確保する。

### ③実技を伴う体育の授業を実施する場合の注意事項

ア 熱中症事故の防止に係る別途通知を踏まえ、熱中症に留意するとともに、児童生徒の休業中の体力の低下や健康状況を考慮して実施する。

イ 体育館や武道棟で実施する場合は十分な換気を行う。

ウ 体育館や武道棟の入口にアルコール消毒薬を設置し、手指消毒を実施する。

エ 更衣室は、気候上可能な限り常時換気に努め、常時換気が難しい場合は、こまめに換気するとともに、児童生徒を小グループに分けて短時間で利用することとし、密集した状態とならないよう工夫する。

オ 用具等については、児童生徒間で不必要に使い回しはせず、使用前後の手洗いを徹底する。

カ 水泳授業の実施については、プール・プールサイド・更衣室等における密集・密接の場면을避けたり、シャワーの水栓および更衣室のドアノブやロッカー等のこまめな消毒を行ったりするなど、感染リスクへの対策等を講じる。

### ④給食

ア 配膳および喫食前後の手洗い等、衛生管理を徹底する。

イ 適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、（机を向かい合わせにする場合には）児童・生徒等の間に一定の距離（1 m程度）を確保する等の措置を講じることにより、「黙食」は必要ない。

ウ 給食後に、学校で歯磨きや洗口を行う場合は、児童・生徒等がお互いに距離を確保し、間隔を空けて換気の良い環境で行うよう指導するなど、感染のリスクに配慮する。

### ⑤清掃活動

基本的な感染予防対策を講じた上で実施するとともに、清掃前後は、必ず流水と石けん等を使用して手洗いを行うよう指導する。

### ⑥休憩時間

基本的な感染予防対策を講じ、休憩時間終了後等に手洗いを徹底す

るよう指導する。

⑦部活動

ア 各教科等の活動の取り扱いと同様とし、感染予防の視点で活動内容の工夫を行う。

イ 活動時間や休養日の設定等については、「練馬区立中学校部活動のあり方に関する方針」（令和2年3月）に則って行う。

⑧クラブ・委員会活動、生徒会活動

各教科等の活動の取り扱いと同様とし、感染予防の視点で活動内容の工夫を行う。

⑨学校行事

ア 運動会、学芸会、合唱コンクール等

・「3密」と「大声」を避けた計画とするとともに、気候上可能な限り常時換気に努める。

・入学式、卒業式、始業式、終業式等において、国歌・校歌等の斉唱や合唱時、いわゆる「呼びかけ」を実施する時等には、体の中心から前方1 m程度・左右50cm程度を目安とした距離を確保する。

・飛沫感染防止の観点から、歌唱や演奏等を行う者の舞台上の配置は、体の中心から前方1 m程度・左右50cm程度を目安とした距離を確保し、原則、向かい合っでの歌唱は控える。

イ 避難訓練や健康診断等は、基本的な感染予防対策を講じた上で実施する。

ウ 区立宿泊施設を利用して行う宿泊を伴う校外学習および公費によって行う校外学習は、保健給食課が示す「練馬区立学校（園）改訂版感染予防のガイドライン等に基づく宿泊を伴う校外学習のガイドライン」に基づき実施する。

エ 修学旅行および私費によって行う校外学習は、各交通機関や事業者等が示す制限や感染予防対策を踏まえるとともに、保護者への説明を丁寧に行い、十分な理解を得た上で実施する。

オ 徒歩による校外学習は、基本的な感染予防対策を講じて実施する。

⑩その他の教育活動

ア 中学校における職場体験学習は、各事業所の同意を得るとともに、保護者・地域等への説明を丁寧に行い、十分な理解を得た上で実施する。

イ 学校公開、道徳授業地区公開講座などの地域と連携して行う行事は、基本的な感染予防対策を講じた上で実施する。

※在籍する児童生徒等の保護者以外の来校者があることが予想される場合は、氏名・住所・連絡先の記入表等を用意して来校者に記入を求め、感染者が発生した場合の接触者の特定等に備えるようにする。

ウ ゲストティーチャー等外部人材を活用して行う学習活動については、その他の教育活動と同様の感染予防対策を講ずるとともに、外部人材の連絡先を保存するなど、感染者が発生した場合の接触者の特定に備えるようにする。

※可能な場合は、ゲストティーチャー本人の体調について自己申告してもらうなどの対策をとる。

※ウェブ会議システム等による実施を積極的に検討する。

#### ⑪保護者会等およびPTAによる活動

ア 保護者会は、ウェブ会議システム等による実施を積極的に検討する。保護者に参集を求める場合は、基本的な感染予防対策を講じた上で実施する。

#### ⑫登下校

ア 集団登下校を実施する場合は、密な状態をつくらぬよう指導を行う。

イ 靴の履き替え等により密な状況が発生する恐れがある場合は、必要に応じて昇降口等で教職員が指導を行う。

ウ 避難訓練と関連させた集団下校を実施する場合は、密な状態をつくらぬよう指導を行う。

#### ⑬欠席連絡

家庭からの欠席連絡には電話、または、Google フォームを利用する。

## 2 登校の判断

### (1) 児童生徒等に風邪症状が見られる場合について

① 児童生徒等に風邪症状が見られる場合は、登校しないよう当該家庭に要請する。

② 感染がまん延している地域においては、同居の家族に未診断の発熱等の症状が見られるときにも登校しないよう当該家庭に要請

することができる。

※①②とも出欠の扱いは学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取る。

(2) 感染症の予防上、保護者が児童生徒等を出席させなかった場合について

新型コロナウイルス感染症の流行に対して、感染を予防するために保護者が児童生徒等を出席させなかった場合には、登校できない児童生徒等に連絡を取り、健康状態や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応を行う。

この場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。その際、指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。分散登校や臨時休業によるオンラインを活用した学習状況等については、様式2（指導に関する記録）別記「非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録」を活用して記録する。

(3) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等について

- ① 医療的ケア児が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき、保護者と連携しながら個別に登校の判断をする。
- ② 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、保護者と連携しながら個別に登校の判断をする。
- ③ 校長が登校すべきでないと判断した場合、出欠の扱いは「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

(4) 海外から帰国した児童生徒等について

政府の水際対策の取組として一定期間自宅等での待機の要請の対象となっている者は、当該待機の時間を経ていることを確認し

た上で、健康状態に問題がなければ登校させる。

### 3 感染者等が発生した際の対応

#### (1) 感染者や濃厚接触者等の出席停止等

##### ① 児童生徒等

ア 陽性者が判明した場合、保健給食課に連絡の上「事故報告書」を提出する。

イ 当該校は、当該児童生徒等の学校内での活動状況および感染状況により、必要に応じて学級単位、学年単位等の臨時休業を行う。

ウ 当該校は、児童生徒の感染者が発生したことに伴い学級単位等の臨時休業を実施する場合や同一集団内で複数の感染が確認される等、校(園)内で感染拡大の可能性がある場合は、児童生徒の感染者の発生および今後の対応について、原則、全保護者に通知文または学校連絡メールにより周知する。

エ 当該児童生徒等の活動範囲に応じた消毒を教職員および教育委員会等が実施する。

オ 当該児童生徒等については、国の示す療養期間の間、出席停止等の措置を行う。濃厚接触者には、国の基準に基づき必要な日数の出席停止等の措置を行う。

##### ② 教職員

「(1) ① 児童生徒等」と同様の取扱いとする。

なお、担当する保健所は、当該教職員の居住地域を管轄する保健所となる。

#### (2) 児童生徒等や教職員の同居家族等が濃厚接触者となった場合

家庭内等において濃厚接触者となっていない児童生徒等や教職員のいずれも通常の生活を行って構わないが、毎日の検温と健康観察を継続する。

#### 4 都および区内感染者の発生状況等を踏まえた措置

緊急事態宣言の再発令や新たな感染拡大防止に係る措置等が行われた場合、または特定の地域におけるクラスターの発生状況や区内の患者の発生状況等によっては、一部または全ての学校において、教育活動の一部制限や休業措置等を行う場合がある。

#### 5 幼稚園において特に留意すべき事項について

幼稚園においては、前章までに述べた感染症対策を参照するとともに、幼児特有の事情を考慮し、以下の事項に留意する。

- (1) 幼児期は身体諸機能が発達していくとともに、依存から自立へと向かう時期であることを踏まえ、次のことなどに配慮する。
  - ① 幼児が自ら適切な手洗いの実施、物品の衛生的な取扱い等の基本的な衛生対策を十分に行うことは難しいため、大人が援助や配慮をするとともに、幼児自身が自分でできるようになっていくために十分な時間を確保すること。
  - ② 幼児期は教えられて身に付く時期ではないことから、幼児が感染症予防の必要性を理解できるよう説明を工夫すること。
- (2) 幼稚園は遊びを通しての総合的な指導を行っており、他の幼児との接触や遊具等の共有等が生じやすいことを踏まえ、次のような配慮や工夫を行う。
  - ① 幼稚園教育では、幼児の興味や関心に応じた遊びを重視しているが、感染リスクを踏まえ、幼児が遊びたくなる拠点の分散、幼児同士が向かい合わないような遊具等の配置の工夫や教師の援助を行うこと。
  - ② 時間割がなく、幼児が主体的に様々な場所で活動している実態を踏まえ、適時、手洗いや手指の消毒ができるよう配慮すること。
  - ③ 幼児が遊びを楽しみつつも、接触等を減らすことができるよう、遊び方を工夫すること。
  - ④ 幼児が歌を歌う際にはできる限り一人一人の間隔を空ける等、工夫すること。
- (3) 登降園の送り迎えは、保護者同士が密接とならないように配慮するとともに、教職員と保護者間の連絡事項は掲示板を活用するなどして会話を減らす工夫を行う。

## 6 学びの保障

感染症の影響により学校の全部または一部を臨時休業とした場合や、罹患したり濃厚接触者となったりすることにより長期間欠席する児童生徒が発生した場合、その他、感染症に関する事情により登校できない児童生徒がいる場合にも、児童生徒の状況に応じた学びの保障を行う。

(1) 別室登校や放課後登校による学習支援  
(対面による指導)

(2) オンラインを活用した学習支援  
(一方向ライブ配信や双方向オンライン配信)

①一方向ライブ配信

・定点カメラにより黒板と教師を撮影し、ライブ配信する授業

②双方向オンライン配信

・定点カメラにより黒板と教師を撮影し、ライブ配信することに加え、マイクやチャット機能を活用して、可能な範囲で双方向の送受信を行う授業

(3) 教科書等を用いた学習課題の指定やドリルプリント等の配付（デジタルドリルやオンラインを活用した課題の配付や指示等を含む）と電話連絡等を併用する学習支援

なお、これらを通じた児童生徒の学習の結果については確実に評価し、可能な限り指導の記録および評定等に反映するよう努める。

## 7 子どもたちの心のケア

(1) 校長講話や学年集会等において、感染状況やその脅威を正しく理解させるとともに、誰でも感染する可能性があり、仮に感染しても自分を責めたり、周囲の児童生徒がそのことを非難したりすることがないように、指導を徹底する。

- (2) 感染者、濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為をしないこと、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために最前線で尽力されている方々に感謝の念をもつことについて、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達の段階に応じた指導を行う。
- 基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望する児童生徒に対して、マスクを外すことを強いることのないようにする。また、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による、いじめや偏見、差別等が生じないよう適切に指導を行う。
- (3) 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等により、児童生徒等の状況を的確に把握する。
- (4) スクールカウンセラー、心のふれあい相談員等による心理面からの支援とともに、学校医と連携した健康相談等を実施する。
- (5) 不登校や虐待など家庭環境の問題を抱えた児童生徒への支援には、スクールソーシャルワーカーの活用を検討する。
- (6) ストレス、不安、不登校、いじめ、偏見等に関し、相談窓口（学校教育支援センター 教育相談室の電話相談や相談メール、『相談ほっとライン@東京』、『考えよう！いじめ・SNS@Tokyo』等）を適宜周知する。

資料 5	
------	--

令和5年4月14日  
教育振興部保健給食課  
教育振興部学務課

令和5年度小学校移動教室および特別支援学級宿泊学習の実施について

1 目的

自然に親しむことによって豊かな心と健康な身体を養うとともに、集団宿泊生活を通して規則正しい生活態度を身に付け、児童の健康増進と教育効果の一層の充実を図る。

2 対象等

(1) 移動教室

全小学校 65校 5・6年生 2泊3日（5月～3月）

(2) 特別支援学級宿泊学習

小学校 16校 1～6年生 2泊3日（10月）

中学校 8校 1～3年生 2泊3日（6月）

3 宿泊施設

区立少年自然の家（軽井沢・武石・岩井）

4 日程等

別紙のとおり



別	紙
---	---

**令和5年度 練馬区 移動教室 日程表【軽井沢】（5月～7月）**

5月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
	憲法記念日			みどりの日			こどもの日			八坂			大泉学園緑			開進第一			中村			仲町			練馬						
6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
	富士見台		光和			立野			大泉			開進第三			大泉南			特支中学校 (中村、大泉)			開進第二			豊玉南							
7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
	光が丘春の風			石神井西			北町			高松			海の日			夏季休業開始															

No.	日 程	学校名	学年	参加児童数	学級数
1	5月9日～5月11日	八坂	6	80	2
2	5月15日～5月17日	大泉学園緑	6	103	3
3	5月17日～5月19日	開進第一	6	101	3
4	5月22日～5月24日	中村	6	166	5
5	5月24日～5月26日	仲町	6	135	4
6	5月29日～5月31日	練馬	6	62	2
7	5月31日～6月2日	富士見台	6	84	3
8	6月5日～6月7日	光和	6	137	4
9	6月7日～6月9日	立野	6	102	3
10	6月12日～6月14日	大泉	6	101	3
11	6月14日～6月16日	開進第三	6	113	3
12	6月19日～6月21日	大泉南	6	101	3
13	6月21日～6月23日	特支中学(中村・大泉)	1～3	67	9
14	6月26日～6月28日	開進第二	6	68	2
15	6月28日～6月30日	豊玉南	6	90	3
16	7月3日～7月5日	光が丘春の風	6	96	3
17	7月5日～7月7日	石神井西	5	80	2
18	7月10日～7月12日	北町	6	114	3
19	7月12日～7月14日	高松	5	117	3

令和5年度 練馬区 移動教室 日程表【軽井沢】(9月～12月)

9月	1 金	2 土	3 日	4 月	5 火	6 水	7 木	8 金	9 土	10 日	11 月	12 火	13 水	14 木	15 金	16 土	17 日	18 月	19 火	20 水	21 木	22 金	23 土	24 日	25 月	26 火	27 水	28 木	29 金	30 土	31 日		
10月	1 日	2 月	3 火	4 水	5 木	6 金	7 土	8 日	9 月	10 火	11 水	12 木	13 金	14 土	15 日	16 月	17 火	18 水	19 木	20 金	21 土	22 日	23 月	24 火	25 水	26 木	27 金	28 土	29 日	30 月	31 火		
11月	1 水	2 木	3 金	4 土	5 日	6 月	7 火	8 水	9 木	10 金	11 土	12 日	13 月	14 火	15 水	16 木	17 金	18 土	19 日	20 月	21 火	22 水	23 木	24 金	25 土	26 日	27 月	28 火	29 水	30 木	31 金		
12月	1 金	2 土	3 日	4 月	5 火	6 水	7 木	8 金	9 土	10 日	11 月	12 火	13 水	14 木	15 金	16 土	17 日	18 月	19 火	20 水	21 木	22 金	23 土	24 日	25 月	26 火	27 水	28 木	29 金	30 土	31 日		

No.	日程	学校名	学年	参加児童数	学級数
20	9月6日～9月8日	関町北	5	101	3
21	9月11日～9月13日	練馬東	5	80	2
22	〃	〃	6	75	2
23	9月13日～9月15日	田柄	6	78	2
24	9月18日～9月20日	関町	6	96	3
25	9月20日～9月22日	豊玉	5	79	2
26	9月25日～9月27日	練馬第三	6	88	3
27	9月27日～9月29日	早宮	6	87	3
28	10月2日～10月4日	光が丘夏の雲	6	88	3
29	10月4日～10月6日	開進第四	6	92	3
30	10月10日～10月12日	特支B(北町・練馬東・春風・光八)	1～6	114	16
31	10月12日～10月14日	特支A(旭丘・豊二・開二・練三)	1～6	127	17
32	10月16日～10月18日	泉新	5	105	3
33	10月18日～10月20日	大泉北	5	91	3
34	10月23日～10月25日	特支C(石西・上北・大東・南田中)	1～6	109	16
35	10月25日～10月27日	特支D(谷原・大泉・大三・学園)	1～6	102	14
36	10月30日～11月1日	大泉第四	5	93	3
37	11月1日～11月3日	大泉第二	5	145	4
38	11月6日～11月8日	光が丘四季の香	5	76	2
39	11月8日～11月10日	石神井	5	88	3
40	11月13日～11月15日	田柄第二	5	80	2
41	11月15日～11月17日	上石神井北	5	106	3
42	11月20日～11月22日	上石神井	5	134	4
43	11月22日～11月24日	下石神井	5	145	4
44	11月27日～11月29日	石神井台	5	91	3
45	11月29日～12月1日	谷原	5	105	3
46	12月4日～12月6日	大泉東	5	99	3
47	12月6日～12月8日	向山	5	74	2
48	12月11日～12月13日	豊溪	5	81	3
49	12月13日～12月15日	大泉第三	5	79	2

令和5年度 練馬区 移動教室 日程表【武石】(5月～9月)

5月	1 月	2 火	3 水	4 木	5 金	6 土	7 日	8 月	9 火	10 水	11 木	12 金	13 土	14 日	15 月	16 火	17 水	18 木	19 金	20 土	21 日	22 月	23 火	24 水	25 木	26 金	27 土	28 日	29 月	30 火	31 水
	憲法記念日 みどりの日 こどもの日							南町			大泉西			大泉第六			南田中			石神井東			中村西								
6月	1 木	2 金	3 土	4 日	5 月	6 火	7 水	8 木	9 金	10 土	11 日	12 月	13 火	14 水	15 木	16 金	17 土	18 日	19 月	20 火	21 水	22 木	23 金	24 土	25 日	26 月	27 火	28 水	29 木	30 金	31 土
	小竹		南が丘			豊玉東			旭丘			旭町			特支中学校 (光三・谷原・南が丘)			北原			大泉学園桜			北町西							
7月	1 土	2 日	3 月	4 火	5 水	6 木	7 金	8 土	9 日	10 月	11 火	12 水	13 木	14 金	15 土	16 日	17 月	18 火	19 水	20 木	21 金	22 土	23 日	24 月	25 火	26 水	27 木	28 金	29 土	30 日	31 月
	光が丘第八			大泉学園			八坂			海の日			夏季休業開始																		
9月	1 金	2 土	3 日	4 月	5 火	6 水	7 木	8 金	9 土	10 日	11 月	12 火	13 水	14 木	15 金	16 土	17 日	18 月	19 火	20 水	21 木	22 金	23 土	24 日	25 月	26 火	27 水	28 木	29 金	30 土	31 日
	春日			練馬第二			光が丘秋の陽			敬老の日																					

No.	日程	学校名	学年	参加児童数	学級数
1	5月9日～5月11日	南町	6	60	2
2	5月15日～5月17日	大泉西	6	62	2
3	5月17日～5月19日	大泉第六	6	73	2
4	5月22日～5月24日	南田中	6	51	2
5	5月24日～5月26日	石神井東	6	66	2
6	5月29日～5月31日	中村西	6	64	2
7	5月31日～6月2日	小竹	6	60	2
8	6月5日～6月7日	南が丘	6	68	2
9	6月7日～6月9日	豊玉東	6	70	2
10	6月12日～6月14日	旭丘	5	29	1
11	〃	〃	6	30	1
12	6月14日～6月16日	旭町	6	47	2
13	6月19日～6月21日	特支中学(光三・谷原・南が丘)	1～3	80	11
14	6月21日～6月23日	北原	6	90	3
15	6月26日～6月28日	大泉学園桜	6	55	2
16	6月28日～6月30日	北町西	6	58	2
17	7月3日～7月5日	光が丘第八	6	36	1
18	7月5日～7月7日	大泉学園	5	63	2
19	7月12日～7月14日	八坂	5	59	2
20	9月6日～9月8日	春日	5	54	2
21	9月11日～9月13日	練馬第二	5	50	2
22	9月13日～9月15日	光が丘秋の陽	5	54	2



令和5年度 練馬区 移動教室 日程表【岩井】(9月~11月)

9月	1 金	2 土	3 日	4 月	5 火	6 水	7 木	8 金	9 土	10 日	11 月	12 火	13 水	14 木	15 金	16 土	17 日	18 月	19 火	20 水	21 木	22 金	23 土	24 日	25 月	26 火	27 水	28 木	29 金	30 土	31 日						
				光が丘第八						泉新						上石神井北						春日						豊溪									
				大泉学園桜						大泉第二						豊玉第二																					
10月	1 日	2 月	3 火	4 水	5 木	6 金	7 土	8 日	9 月	10 火	11 水	12 木	13 金	14 土	15 日	16 月	17 火	18 水	19 木	20 金	21 土	22 日	23 月	24 火	25 水	26 木	27 金	28 土	29 日	30 月	31 火						
		大泉学園							スポーツの日	大泉第三					橋戸						大泉西						豊玉東										
		向山									石神井台					練馬第三						石神井東															
11月	1 水	2 木	3 金	4 土	5 日	6 月	7 火	8 水	9 木	10 金	11 土	12 日	13 月	14 火	15 水	16 木	17 金	18 土	19 日	20 月	21 火	22 水	23 木	24 金	25 土	26 日	27 月	28 火	29 水	30 木	31 金						
				小竹						中村小						早宮						開進第四															
		大泉第六						大泉						光和小						豊玉南						開進第一											

No.	日程	学校名	学年	参加児童数	学級数
21	9月4日～9月6日	光が丘第八	5	35	1
22	9月6日～9月8日	大泉学園桜	5	59	2
23	9月11日～9月13日	泉新	6	89	3
24	9月13日～9月15日	大泉第二	6	110	3
25	9月18日～9月20日	上石神井北	6	92	3
26	9月20日～9月22日	豊玉第二	5	47	2
27	"	"	6	28	1
28	9月25日～9月27日	春日	6	38	1
29	9月27日～9月29日	豊溪	6	81	3
30	10月2日～10月4日	大泉学園	6	55	2
31	10月4日～10月6日	向山	6	83	3
32	10月10日～10月12日	大泉第三	6	83	3
33	10月12日～10月14日	石神井台	6	87	3
34	10月16日～10月18日	橋戸	5	45	2
35	"	"	6	33	1
36	10月18日～10月20日	練馬第三	5	82	3
37	10月23日～10月25日	大泉西	5	64	2
38	10月25日～10月27日	石神井東	5	71	2
39	10月30日～11月1日	豊玉東	5	59	2
40	11月1日～11月3日	大泉第六	5	63	2
41	11月6日～11月8日	小竹	5	60	2
42	11月8日～11月10日	大泉	5	95	3
43	11月13日～11月15日	中村	5	157	4
44	11月15日～11月17日	光和	5	154	4
45	11月20日～11月22日	早宮	5	70	2
46	11月22日～11月24日	豊玉南	5	89	3
47	11月27日～11月29日	開進第四	5	110	3
48	11月29日～12月1日	開進第一	5	101	3

令和5年度 練馬区 移動教室 日程表【岩井】(12月～3月)

12月	1 金	2 土	3 日	4 月	5 火	6 水	7 木	8 金	9 土	10 日	11 月	12 火	13 水	14 木	15 金	16 土	17 日	18 月	19 火	20 水	21 木	22 金	23 土	24 日	25 月	26 火	27 水	28 木	29 金	30 土	31 日	
				開進第二						大泉学園緑								仲町								冬期休業開始						
				立野						開進第三																						
1月	1 月	2 火	3 水	4 木	5 金	6 土	7 日	8 月	9 火	10 水	11 木	12 金	13 土	14 日	15 月	16 火	17 水	18 木	19 金	20 土	21 日	22 月	23 火	24 水	25 木	26 金	27 土	28 日	29 月	30 火	31 水	
								成人の日								北町						南が丘										
							冬期休業終了				田柄					光が丘春の風							光が丘夏の雲									
2月	1 木	2 金	3 土	4 日	5 月	6 火	7 水	8 木	9 金	10 土	11 日	12 月	13 火	14 水	15 木	16 金	17 土	18 日	19 月	20 火	21 水	22 木	23 金	24 土	25 日	26 月	27 火	28 水	29 木	30 金	31 土	
															富士見台						大泉南											
3月	1 金	2 土	3 日	4 月	5 火	6 水	7 木	8 金	9 土	10 日	11 月	12 火	13 水	14 木	15 金	16 土	17 日	18 月	19 火	20 水	21 木	22 金	23 土	24 日	25 月	26 火	27 水	28 木	29 金	30 土	31 日	

No.	日程	学校名	学年	参加児童数	学級数
49	12月4日～12月6日	開進第二	5	80	2
50	12月6日～12月8日	立野	5	92	3
51	12月11日～12月13日	大泉学園緑	5	87	3
52	12月13日～12月15日	開進第三	5	120	3
53	12月18日～12月20日	仲町	5	132	4
54	1月11日～1月13日	田柄	5	90	3
55	1月15日～1月17日	北町	5	117	3
56	1月17日～1月19日	光が丘春の風	5	85	3
57	1月22日～1月24日	南が丘	5	56	2
58	1月24日～1月26日	光が丘夏の雲	5	80	2
59	1月29日～1月31日	練馬	5	67	2
60	1月31日～2月2日	北町西	5	69	2
61	2月5日～2月7日	旭町	5	54	2
62	2月7日～2月9日	関町	5	112	3
63	2月14日～2月16日	富士見台	5	96	3
64	2月19日～2月21日	大泉南	5	93	3
65	2月26日～2月28日	南田中	5	55	2
66	2月28日～3月1日	北原	5	123	4

## 資料 6

令和5年4月14日  
教育振興部教育指導課

令和5年4月1日付け練馬区立学校等の教職員の異動者数について

## 1 校長・園長

区分	種別	幼稚園	小学校	中学校	合計
転出等	退職	1	5	5	11
	区外へ転出			1	1
	計	1	5	6	12
区内で異動			4		4
転入等	区外から転入		2	2	4
	区外から昇任して転入		1	1	2
	区内で副校長・副園長から昇任	1	2	3	6
	計	1	5	6	12

## 2 副校長・副園長

区分	種別	幼稚園	小学校	中学校	合計
転出等	退職		2	4	6
	区外へ転出		5	4	9
	区内の異校種へ内転			1	1
	区外へ昇任して転出		5	4	9
	区内で校長・園長に昇任	1	2	3	6
	計	1	14	16	31
区内で異動			9	5	14
転入等	区外から転入		5	5	10
	区外から昇任して転入		3	10	13
	区内の異校種から内転		1		1
	区内の教員から昇任	1	2	2	5
	休職から復帰		1		1
	計	1	12	17	30

## 3 教員

区分	種別	幼稚園	小学校	中学校	合計
転出等	退職	2	61	26	89
	区外へ転出		152	83	235
	区外で副校長・副園長に昇任		3	3	6
	区内で副校長・副園長に昇任	1	2	2	5
	計	3	218	114	335
区内で異動			80	20	100
転入等	区外から転入		150	74	224
	新規採用	2	92	45	139
	計	2	242	119	363

## 令和4年度練馬区教育実践発表会について

練馬区立学校（園）の特色ある教育活動について発表したの、下記のとおり報告する。

### 記

#### 1 目的

- (1) いじめ防止、小中一貫教育に関する実践成果および教員の研修成果について、各学校（園）に向けて発表し普及を図る。
- (2) 練馬区立学校（園）の特色ある教育活動や優れた教育実践および教員の研修成果について、地域や保護者に向けて周知し、教育活動への理解を深めてもらう機会とする。

#### 2 発表方法および発表日（配信期間）

- (1) オンラインによる発表  
令和5年2月2日（木）午後2時00分から午後3時45分まで
- (2) オンデマンド配信  
令和5年2月6日（月）から令和5年2月24日（金）まで

#### 3 主な発表内容（詳細は別紙参照）

- (1) いじめ防止実践事例発表
  - ① いじめ防止標語表彰
  - ② 学校（園）奨励校実践報告
- (2) 小中一貫教育実践事例発表
  - ① 中学校グループ発表
  - ② 練馬区立小中一貫教育校大泉桜学園発表
- (3) 独立行政法人教職員支援機構主催の研修参加教員による成果報告
  - ① 「キャリア教育の指導について」
  - ② 「共生社会を実現する教育について」

(1) いじめ防止実践事例発表

① いじめ防止標語表彰

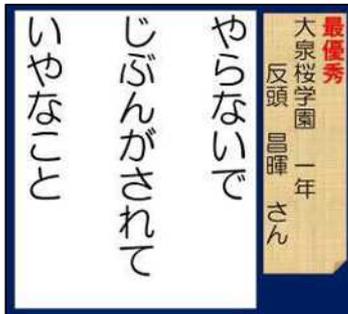
いじめ防止標語について



小学校1・2・3年生部門、小学校4・5・6年生部門、中学校部門の3部門に分かれており、区内小中学校の全児童生徒が作成し、部門ごとに、最優秀賞1点、優秀賞3点、入選6点を決定し、表彰する。

※いじめ防止標語入賞者の作品展示  
練馬区役所本庁舎1階 アトリウムにて  
令和5年2月16日(木)～2月23日(木)まで

小学校1・2・3年生の部 最優秀賞



作品に込めた思い

一人一人が、自分がされて嫌だなと思うことを、相手にしなければ楽しくすごせます。いじめは嫌いです。

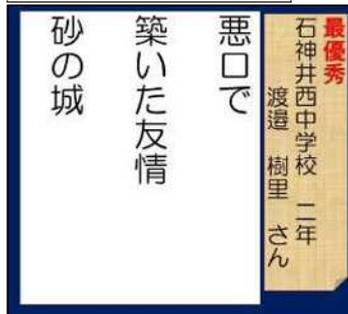
小学校4・5・6年生の部 最優秀賞



作品に込めた思い

最近、コロナの影響でネットを使う人が増えているため、私はネットを通じたいじめも増えているのではないかと思います、この標語を作りました。いじめられた相手がいるかぎり、その履歴は消えません。

中学生の部 最優秀賞



作品に込めた思い

人は時として同調圧力により、悪口に同意してしまうことがある。しかし、その悪口によって、得られた信頼や友情は簡単に崩れてしまう。真の友情関係を築きたい。

## ② 学校（園）奨励校実践報告

### 光が丘さくら幼稚園

外国の言葉や文化に触れたり、障害のある方と交流したりするなど、多様性を知る活動を多く取り入れ、子供たちに自他を尊重する心情や態度を育むことで、いじめ防止に取り組んだ。

### 早宮小学校

月1回の「いじめ防止研修資料」を活用したショート研修の実施を通して、教員のいじめに関する対応力の向上を図った。また、年6回「心のふれあい週間」を設け、児童や保護者と積極的に面談等を行うことで、相談体制の充実を図った。

### 大泉中学校

いじめ、ヤングケアラー、自殺防止などの資料を職員室内で掲示することにより、教職員の意識啓発を図った。また、生活指導相談用紙の活用により、トラブル対応に関する教職員間の情報共有システムを構築し、組織的な対応を強化した。

## (2) 小中一貫教育実践事例発表

### ① 中学校グループ発表

#### 豊玉中学校グループ（豊玉中学校・豊玉小学校・豊玉南小学校）

##### 【9年間を見通したキャリア教育の推進】

目指す15歳の姿を「夢と志をもち、困難を乗り越える力を備えた生徒」とし、キャリア教育の視点から人間関係づくりの充実、論理的思考力の向上などに取り組んだ。

現在の取組を更に洗練させ、9年間を見通したキャリア教育の充実を図ることを今後の課題としている。

#### 中村中学校グループ（中村中学校・中村小学校・中村西小学校）

##### 【段階的なICT活用能力の育成】

目指す15歳の姿の実現に向けた小中一貫教育取組プログラムの作成にあたり、「主体的・対話的で深い学びの充実と学力向上を目指すICT活用」を柱にした。

各教科等におけるICT活用の現状を分析し、9年間を見通して段階的にICT活用の力を育てる取組を行った。

#### 開進第二中学校グループ（開進第二中学校・南町小学校・向山小学校）

##### 【家庭学習調査に基づく自主学習の習慣化と充実】

共通テーマを「人権教育の推進」「主体的な学習態度の育成」「自己肯定感の育成」「自他を大切にできる態度の育成」とし、目指す15歳の姿の実現に向けた取組を行った。

自主学習の習慣化と充実を図るために家庭学習調査を行い、児童・生徒の実態に基づいた指導の工夫を行った。

田柄中学校グループ（田柄中学校・田柄小学校・田柄第二小学校）

【コロナ禍で途絶えていた小中交流の復活】

目指す15歳の姿を「将来への夢をもち、夢を叶えるための向上に主体的に取り組む生徒」とし、コロナ禍で途絶えていた小中の交流を復活させることに重点的に取り組んだ。

小学生に中学校入学に向けた思いを聞くアンケートを実施し、児童のニーズに合った交流を継続して行えるようにした。

石神井東中学校グループ（石神井東中学校・石神井東小学校・富士見台小学校）

【小中共通の学習規律等に基づく学習・生活の指導】

目指す15歳の姿を「自ら考え、仲間と共に将来に向かって歩む15歳」とし、共通の学習規律に基づく指導、小中学校共通のSNSルールの策定、中学校生活を紹介する動画の作成やオンライン質問会を実施した。

小中で指導の土台をそろえ、児童・生徒が9年間、安心して生活できるようにした。

南が丘中学校グループ（南が丘中学校・南田中小学校・南が丘小学校）

【小中一貫教育の取組プログラムに基づく実践】

小中一貫教育の取組プログラムの3つの柱を「言語活動」「異年齢交流」「あじみこし」とし、プログラムに沿った活動の成果を客観的に把握し改善するため、1学期末と2学期末に児童・生徒アンケートを実施した。

児童・生徒の実態に基づく成果の検証および課題の改善に取り組んだ。

大泉中学校グループ（大泉中学校・大泉小学校・大泉第六小学校・大泉東小学校）

【いじめ防止標語の交流】

グループ4校に共通する生活指導に関する課題改善と目指す15歳の姿をつなげ、「いじめ防止」「不登校・虐待・ヤングケアラーへの対応に向けた教員研修」などを中心に取り組んだ。

オンラインでいじめに関する児童・生徒の意見交換会を行うなど、実際に行き来ができない中でも活発な交流を工夫して行った。

## ② 練馬区立小中一貫教育校大泉桜学園発表

【小中教員の協働による授業研究の充実】

小中の教員がそれぞれの専門性を生かして、協働して取り組む校内研究が特色である。

今年度は、教育課題研究指定校1年目であり、「エデュスクラム」の活用について研究し、9年間を通して自律的、協働的な学びを深める指導の工夫に取り組んだ。

### (3) 独立行政法人教職員支援機構主催の研修参加教員による成果報告

#### ① 「キャリア教育の指導について」

報告者 大泉北小学校 松井 貴子 校長

学習指導要領では、特別活動を要としたキャリア教育の充実が示されている。これを受け、キャリア教育の指導計画作成の要点について、大泉北小学校の具体的な実践を踏まえ報告した。

大泉北小学校は来年度、区の教育課題研究指定校としてキャリア教育に関する実践を発表する。

#### ② 「共生社会を実現する教育について」

報告者 光が丘第二中学校 本田 敏行 副校長

各校喫緊の課題である特別支援教育の充実について、特別支援教育の現状および応用行動分析の考え方を踏まえ、通常の学級で実践できる支援のあり方について研修の成果を報告した。

# 小中一貫教育

**【異学年交流に基づく豊かな心の育成について】**

1年生から9年生（中学3年生）までが在籍する小中一貫教育校の特色を生かし、入学式、卒業式、運動会、桜祭（音楽会）など、多くの教育活動において異学年交流活動を原則とし、積極的に取り組んでいます。児童・生徒は最高学年の9年生を学校のリーダー像とし、豊かな交流活動を通して上級生の立ち振る舞いから自分の理想像を構築し、自らを成長させていきます。こうした環境が和やかな校風を生み、児童・生徒の人間関係が豊かになり、優しく豊かな心の育成につながっています。



1年生と7年生の入学式

**【校内研究について】**

**<研究主題> 小中一貫教育校の特色を生かして、自律的、協働的な学びを育む授業の創造**

～発達段階、教科の特性を踏まえたエデュスクラムの活用を通して～

本校では毎年、小学部と中学部の教員が協働して授業をつくることを柱に据えて研究に取り組んでいます。今年度は、自律的、協働的な学びを充実させるために、教科を越えて授業改善の視点を共有できるよう、エデュスクラムという学習方法を活用した授業づくりを研究の中心にしています。



授業検討の様子



チーム学習の一場面

エデュスクラムは、課題解決型の学習場面でチームごとに学習の計画表を共有し、ゴールに向かって自分の学習に取り組むつつ、友達と協力しながら学習を進めるための学習方法です。各教科の特性や、児童・生徒の発達段階に応じてエデュスクラムを活用し、自律的、協働的な学びを実現するための研究を積み重ねています。



中学校教員による小学生への授業



小学生の中学校訪問



オンラインを活用した小中の交流



連携指導による

部活動体験

授業改善による

滑らかな接続による

学力・体力の向上

豊かな人間性・社会性の育成

安定した学校生活

練馬区の小中一貫教育校、全小・中学校では、小中一貫教育グループごとに「目指す15歳の姿」を設定し、小中一貫教育の充実に努めています。

今年度は、9年間の教育活動を系統的に整理した「小中一貫教育の取組プログラム」の作成に向けて、実践・検証を行い、意図的・計画的な指導の充実を図っています。

令和5年1月

練馬区教育委員会

小中一貫教育に関する Q&A

**Q1** 小中一貫教育を実践している小学校に入学すると、小中一貫教育グループの中学校に進学しなければならないのですか。

**A1** 通学区域の指定や学校選択制の利用により、小中一貫教育グループ以外の中学校にも進学することができます。

**Q2** どの小中一貫教育グループでも同じような小中一貫教育を行うのでしょうか。

**A2** それぞれの小中一貫教育グループが、中学校区の特徴や実態、課題を踏まえた学習指導の改善や生活指導の充実を図っており、一様の取組を行っているわけではありません。

**Q3** 1つの小学校からいろいろな中学校へ進学する状況で、どのように小中一貫教育に取り組むのですか。

**A3** 中学校1校と近隣の小学校1～3校で取組を進めています。各グループが実態に応じて「目指す15歳の姿」を設定し、その実現に向けた教育活動を行っています。また、知的障害特別支援学級では、設置校を4グループに分けて研究や実践をしています。

**Q4** 同じ中学校へ進学するのに同じ小中一貫教育グループの小学校から進学する子供とそうでない小学校から進学する子供がいると、学習状況に差が生じてしまうのではないですか。

**A4** 各小学校の状況に応じた取組が行われますが、学習指導要領に準拠して小中一貫教育を進めますので、学習内容や進度に差は生じません。

# 小中一貫教育の取組事例

各グループでは、小学校と中学校の教員が連携し、「目指す15歳の姿」に向けた9年間の系統的な教育活動を実践しています。その一部をご紹介します。

## 9年間を見通した 系統的なICT教育の取組

### 開進第四中学校グループ (開進第四中・開進第四小・仲町小)

#### <目指す15歳の姿>

- 考えを表現する能力を身に付ける生徒
- リーダーシップや人間関係を構築する力を身に付ける生徒
- 正しい情報モラルを身に付け、効果的なICT活用能力を身に付ける生徒

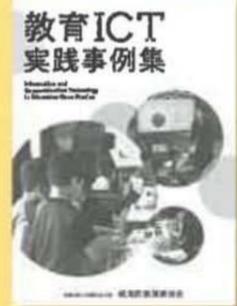
練馬区教育委員会作成の「教育ICT実践事例集」で紹介されている「情報活用能力#練馬区モデル」に基づき、小中9年間を通して系統的なICT教育に取り組んでいます。基本的な操作やソフトを活用した情報の整理や表現活動、目的に応じたプログラム制作、正しい情報モラルを身に付ける学習などに段階的に取り組めるように計画し、ICTを効果的に活用して、考えを表現できるようにしています。

学年	ICT教育の内容
小学校 1・2年	○機器、ソフトの基本的な操作を身に付ける。 ● タブレット端末の起動 ● ミライシードのオクリンクで、ペンを使った文字打ち ● 写真撮影、ファイル保存 ● Viscuit などソフトを使ったプログラミングの基礎
小学校 3・4年	○教員の指示で、文書作成やプレゼンテーション、情報共有などができるソフトを活用して自分の考えを表現する。 ● ドキュメント ● スプレッドシート ● スライド ● Jamboard など
小学校 5・6年	○前学年までに学んだソフト等の機能を目的に応じて選択し、操作する。
中学校 1～3年	○目的に応じて情報を適切かつ多角的に整理する。 ○問題解決のための安全・適切なプログラムを制作する。

#### 小中9年間を見通したICT教育の内容



ICTを活用したプログラミングの授業



学校の魅力を紹介し合う小中合同の児童会・生徒会オンラインサミット



## コミュニケーション能力を高め、 自らの生き方を考える力を育てる取組

### 豊玉第二中学校グループ (豊玉第二中・豊玉第二小・豊玉東小)

#### <目指す15歳の姿>

コミュニケーション能力を高め、主体的に自らの生き方について考え、社会に貢献することができる児童・生徒

「目指す15歳の姿」の実現を目標に、「コミュニケーション能力の充実」と「自らの生き方を考える力の育成」を柱として、9年間を見通した「小中一貫教育の取組プログラム」を作成し、授業改善や児童・生徒の交流を進めています。

三校合同の研究会では、自他の考えやよさを認め合う場面を取り入れた公開授業と研究協議を行い、互いを尊重し豊かなコミュニケーションを図る児童・生徒の育成を目指しています。

小学校5・6年生が中学校生活の一日を体験する取組では、中学校教員の授業を受けるだけでなく、給食を食べたり、休み時間に校庭で遊んだりします。9月には、6年生の部活動体験入部を実施しました。中学生が小学生に声をかけ、一緒に練習したり、アドバイスをしたりするなど、相互に関わり合い主体的にコミュニケーションをとる姿が見られています。

「柱」となる テーマ	コミュニケーション能力の 充実	自らの生き方を考える力の 育成
小学校 1・2年	自分の思いや考えをもち、発表することができる。	自分のよさに気付き、友人のために手伝いや仕事をすすんで行うことができる。
小学校 3・4年	自分の思いや考えを伝え合うことができる。	自分の得意なことを頑張り、めあてを決めて自分でやり抜くことができる。
小学校 5・6年	自分や他人の意見を大切にして、よりよいものを創りあげようとする事ができる。	自分の将来に関心を持ち、全体を考えて行動することができる。
中学校 1～3年	自他の意見や考えを尊重し、よりよい問題解決を図ることができる。	主体的に自分の進路を選択し、「自分探し」を実現することができる。

#### 小中一貫教育の取組プログラム



中学校教員の授業を体験



中学校の校庭で遊ぶ小学生



部活動体験



小中の教員による研究協議

## 教育課題研究 指定校の取組

### 光が丘第二中学校グループ (光が丘第二中・光が丘春の風小)

#### <目指す15歳の姿>

- 自分で課題を見付け、自分で考え、解決していく人
- 自分の考えを言葉などで表現し、伝えられる人
- 思いやりの心を言葉や行動で相手に伝えられる人
- 自分から元気にあいさつできる人
- かけがえのない自分を大切にできる人
- 夢や希望をもってチャレンジしていく人

研究発表会  
令和5年  
2月17日(金)

光が丘第二中と光が丘春の風小は、練馬区教育委員会教育課題研究指定校として、令和3・4年度の2年間、小中一貫教育の取組について「特別活動」「道徳教育」「特別支援教育」の3つの視点から研究を進めています。

児童・生徒が学級会で話し合い、決まったことを実践していく一連の交流活動(特別活動)、小中9年間を通して豊かな心を育むための道徳の授業の工夫(道徳教育)、障害のある児童・生徒の特性を教員が疑似体験する中で理解したことに基づく授業改善(特別支援教育)などに、両校で共に取り組んでいます。



学級会で決まった交流活動の実践  
中学校3年生と小学校1年生の遊びを通じた交流会



小中の教員による研究協議